

改正 平成20年9月1日

（趣旨）

第1条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号。以下「法」という。）第1条第3項の規定により国の資金の貸付けを受けて、本市が市街地再開発事業組合等資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを行う場合において、法、その他の法令等に定めるもののほかこの要領によるものとする。

（貸付対象）

第2条 市長は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合のうち、当該事業の認可を受けている組合又は個人施行者で、その施行地区が第一種市街地再開発事業の施行地区又は市街地再開発促進区域内にある事業を施行する者（以下「組合等」という。）に対して当該市街地再開発事業に要する資金の貸付けを行うものとする。

（貸付額）

第3条 前条に基づき市長が一の組合等に対して貸し付ける額は、市街地再開発事業に要する費用の額の2分の1を超えないものとする。

2 一の組合等に対して貸付けを行う年度においては、第5条第1項第2号の組合等資金貸付金資金計画書（様式第3—8号（様式略））に定める当該年度の資金支出が資金収入を下回らないものとする。

3 各年度の貸付金の額は、予算の範囲内において、市長が決定する。

（貸付条件）

第4条 貸付金は無利子とする。

2 貸付金の償還期間は貸付金の交付を受けた翌日から起算して8年以内とし、組合等の事業施行の状況、資金の状況等を勘案して、市長が適正な償還期間を定める。

3 貸付金の償還方法は、一括償還によるものとする。

4 貸付金の貸付けを受けようとする組合等は、借入れに係る事項が組合にあっては総会における議決又は、個人施行者にあってはその同意がされていなければならない。

（貸付手続き）

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする組合等は、市長が別に定める期日までに組合等資金貸付金貸付申請書（様式第3—6号（様式略））6部（正本2部及び写し4部）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 組合等資金貸付金事業計画書（様式第3—7号（様式略）） 6部（正本2部及び写し4部）

（2） 組合等資金貸付金資金計画書（様式第3—8号（様式略）） 6部（正本2部及び写し4部）

（3） 借入れに係る組合総会の議決書の写し 1部

（4） 印鑑証明書 1部

2 市長は、貸付金の貸付けを決定した場合においては組合等資金貸付金貸付決定通知書（様式第3—3号（様式略））を、貸付けをしないこととした場合においては組合等資金貸付金貸付不承諾通知書（様式第9号（様式略））を、申請を行った組合等に送付するものとする。

3 前項の貸付け決定の通知を受けた組合等が貸付金の交付を受けようとするときは、組合等資金貸付金支払請求書（様式第3—4号（様式略））2部（正本1部及び写し1部）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の組合等資金貸付金支払請求書の提出があった後、別に定める年度の貸付予定日と組合等資金貸付金貸付申請書に記載された貸付金交付予定時期等を勘案して貸付金を交付するものとする。この場合において、組合等は市長に組合等資金貸付金借用証書（様式第3—9号（様式略））2部（正本1部及び写し1部）を貸付金交付後5日以内に提出しなければならない。

（債権保全）

第6条 貸付けを受ける組合等は、貸付を受ける際、担保を提供し、又は連帯して債務を負担する保証人を立てなければならない。この場合において、市長は当該担保又は連帯保証人が貸付額の総額に見合った価額又は保証能力を有することを確認するものとする。

- 2 貸付けを受ける組合等は、担保を提供する場合は、市長に次に掲げる条件で担保の提供を行わなければならない。
 - (1) 不動産を担保とする場合は、登記事項証明書、固定資産評価証明書及び時価評価額を証する書類を提出すること。
 - (2) 有価証券等を担保とする場合は、価格状況が確認できる書類を提出すること。
 - (3) 提供する担保が申請者以外の所有である場合は、所有者の同意書を提出すること。
 - (4) 担保の種別に従って、抵当権の登記等、第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続を貸付決定後遅滞無く行うこと。
 - 3 市長は、担保物件が建物その他滅失しうる物件である場合には、不測の事態に備えて火災保険等に加入させるとともに、貸付額に見合った保険金を受け取ることができるよう質権を設定させる等必要な措置をとらせるものとする。
 - 4 貸付けを受けようとする組合等は、担保に代えて連帯保証人を立てる場合は、役員を連帯保証人とし、次の各号に掲げる保証人の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 連帯保証人が個人の場合 組合等資金貸付金連帯保証人明細書（様式第5号（様式略））並びに連帯保証人の資産及び負債状況が確認できる各書類並びに連帯保証人の印鑑証明書及び身分証明書
 - (2) 連帯保証人が法人の場合 登記事項証明書（法人）、決算書（直近2期分）、会社概要、債務保証に関する取締役会の議決書の写し及び印鑑証明書
 - 5 市長は、貸付けを受けている組合等に対して、貸付金の償還が完了するまでの間、担保価額の減少又は保証人の不在、保証能力の減少等により当該担保又は連帯保証人が不適当となった場合には増担保の提供、連帯保証人の設定又は変更等を行わせるものとする。
（貸付決定及び事業計画内容の変更）
- 第7条 貸付けを受けた組合等は、第5条第1項第1号及び第2号に規定する書類の内容に変更が生じる場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合にあって、事業計画の変更に係るものについては、次に掲げるものでなければならない。ただし、すでに貸付金の貸付けを行った地区において、やむを得ず当該貸付けに係る条件に抵触する変更を行う必要が生じた場合には、貸付金の返還、繰上償還等必要な措置を講じ、組合等に資金が滞留しないようにすることを条件として、当該事業計画の変更をすることができる。
 - (1) 貸付限度額の変更を伴う変更である場合には、貸付金の貸付額の累計が変更後の貸付限度額の内数であること。
 - (2) 貸付金の貸付けを行う年度については、変更後の組合等貸付金資金計画書において後年度への繰越金が生じないものであること。
 - 3 第1項の場合において、第5条第2項の組合等資金貸付金貸付決定通知書の内容に変更が生じるときは、貸付けを受けた組合等は同条第1項に規定する手続きに準じて、組合等資金貸付金貸付決定変更申請書（様式第3—10号（様式略））を市長に提出しなければならない。
 - 4 第5条第2項の規定は、前項の規定による申請書の提出があった場合に準用する。（様式第3—11号（様式略））
（繰上償還）
- 第8条 貸付けを受けた組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第2項の償還期間にかかわらず、貸付金を繰上償還しなければならない。
- (1) 貸付けを受けた組合等が繰上償還をする特別な事由が生じた場合
 - (2) 第5条第4項に規定する組合等資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、市長が組合等資金貸付金繰上償還請求書（様式第3—12号（様式略））により貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
- 2 貸付けを受けた組合等は、前項第1号により繰上償還をしようとする場合には、組合等資金貸付金繰上償還申込書（様式第3—13号（様式略））を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、貸付けを受けた組合等より前項の組合等資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、組合等資金貸付金繰上償還通知書（様式第3—14号（様式略））により当該貸付けを受けた組

合等に通知するものとする。

(償還期限の延長)

第9条 市長は、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により償還が著しく困難であると認める場合には、貸付金の全部又は一部について償還期限を延長することができる。

(貸付決定の取消等)

第10条 市長は、組合等が第5条第2項に規定する組合等資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合又は次条から第14条までに規定する事項に違反する場合には、同項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は第5条第4項の規定による組合等資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

(目的外使用の禁止)

第11条 貸付金の貸付けを受けた組合等は、当該貸付金を貸付けの目的以外の用途に使用してはならない。

(実績報告書の提出)

第12条 貸付けを受けた組合等は、貸付けを受けた年度の翌年度から当該貸付金の償還が完了するまでの間、毎年6月20日(当該貸付金の貸付けを受けた年度の翌年にあつては4月20日)までに前年度の当該貸付金に係る事業の実績を、組合等資金貸付金実績報告書(様式第3—15・18号(様式略))及び組合等資金貸付金事業資金調書(様式第3—19号(様式略))3部(正本2部及び写し1部)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず貸付けを受けた組合等は、当該市街地再開発事業が完了した場合には、当該完了の日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書(正本1部及び写し2部)及び組合等資金貸付金事業資金調書3部(正本1部及び写し2部)を市長に提出しなければならない。

(経理の明確化)

第13条 貸付けを受けた組合等は、貸付金について、他の経費と区分して経理をし、台帳等を備え置いて経理の状況を明確にしておかなければならない。

(帳簿書類の調査等)

第14条 市長が債権の保全上その他貸付け条件の適正な実施を図るため必要があると認め、貸付けを受けた組合等に対し組合等資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類若しくは物件等を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は組合等資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、組合等はこれに従わなければならない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月30日より実施する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日より実施する。